

一般社団法人 日本原発性アルドステロン症協会

研究会員規約

（目的）

第1条 この規約は、一般社団法人日本原発性アルドステロン症協会（以下、当法人）定款第6条の規定により設置する、研究会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって原発性アルドステロン症及び関連疾患の診断や治療に係る方法の研究開発を行うことを目的とする。

（資格）

第2条 研究会員の資格を有する者は、当法人の趣旨に賛同し、当法人の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

（研究会員に対する事業）

第3条 当法人は第1条に定める目的を達成するため、研究会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 原発性アルドステロン症及び関連疾患の診断や治療に係る方法の研究開発
- (2) 原発性アルドステロン症及び関連疾患に関する啓発及び情報収集
- (3) その他第1条に定める目的を達成するために必要な事業

（加入）

第4条 研究会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める様式による申し込みをし、全理事の承認を得るものとする。

2 入会承認の条件は、研究事業ごとに設定する。

3 入会承認後に、人員や設備等に変更があった場合は、遅滞なく当法人に申し出、改めて入会審査を受けるものとする。

（守秘義務）

第5条 研究事業で知りえた全ての情報は、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。

2 研究会員は、必要に応じて当法人と守秘義務等に関する契約を締結する。

（会費）

第5条 研究会員は、総会において別途定める会費等を納入するものとする。

(退会)

第6条 研究会員が退会しようとするときは、あらかじめ当法人に届け出るものとする。

(除名)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の特別決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与える。

- (1) 本規約及び当法人の定款に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(その他)

第8条 研究会員について本規約に定めのない事項であって対応が必要な事項は、当法人の理事が協議のうえ定める。

附則

1. この規約は、平成23年10月1日より施行する。